案件別落札者決定基準

糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事（以下「本工事」という。）の落札者の決定は、この基準による。

第1 落札者決定の方法

本工事の落札者の決定は、入札価格及びその他の条件（技術提案等）が糸田町（以下「町」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札（標準型・除算方式）の方法による。

第2 技術評価の実施体制

技術資料等の内容確認及び技術評価点の審査・評価は、町が設置する糸田町建設工事総合評価方式技術審査会において、この基準に定める評価項目、評価基準及び配点に基づき行う。審査・評価は、提出された技術資料等により客観的に確認できる内容について行い、他の入札参加者の提案との比較によらず行う。

第3 評価の方法

1　入札価格の確認

開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内であること及び失格基準価格以上であることを確認する。予定価格を超える入札は無効とし、失格基準価格を下回る入札は失格とする。いずれも評価値の算定を行わない。

2　技術評価点の算定（125点満点）

(1)　標準点（100点）：公告、入札説明書及びこの基準に定める入札参加資格その他の要件を満たす者に付与する。

(2)　加算点（25点）：別表1に定める評価項目、評価基準及び配点により付与する（④から⑥までの評価基準は別表2の3による。）。内訳は、基礎評価（企業の施工実績等、配置予定技術者の施工実績等及び地域性等）10点、施工計画5点、技術提案10点（2課題）とする。

(3)　技術評価点　＝　標準点（100点）　＋　加算点（最大25点）

3　評価値の算定

(1)　評価値　＝　技術評価点　÷　入札価格　×　換算係数

(2)　入札価格は、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）とする。

(3)　換算係数は、予定価格が1億円未満の場合は100,000,000、1億円以上の場合は1,000,000,000とする。

(4)　落札候補者の順位は、端数処理を行わない評価値により決定する。公表する評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

第4 落札者の決定

落札候補者及び落札者の決定は、第3により算定した評価値に基づき、公告13及び入札説明書5・6に定める手続により行う。

第5 評価項目、評価基準及び配点

評価項目、評価基準及び配点は別表1、各評価項目の評価対象、確認資料及び履行確認の方法並びに④から⑥までの評価基準は別表2のとおりとする。

第6 共同企業体（JV）の評価

JVとして参加する場合は、企業の施工実績等は代表構成員の実績により、配置予定技術者の施工実績等は代表構成員が配置する監理技術者の経験により評価する。地域内企業の活用は、JVの全構成員の発注計画を合算した本工事全体の下請活用計画により評価する。

第7 技術資料等の不足・不備等の取扱い

技術資料等の不足、不備、不整合等は、次のとおり取り扱う。

No.	事由	取扱い
1	技術資料等提出書（様式総合6）又は提出資料チェック表（様式総合7）が、所定の期限までに提出されない場合	欠格（入札無効）
2	入札参加資格又は配置予定技術者の配置要件を満たさない場合、又は提出された資料によりこれらの要件を満たすことを確認できない場合	欠格（入札無効）
3	施工計画又は技術提案の内容が、法令、設計図書、公告又は入札説明書に適合しない場合	失格
4	技術資料等に虚偽の記載があり、又は偽造若しくは改ざんされた資料が提出された場合	失格（指名停止措置の対象となることがある。）
5	加算点に係る様式が提出されない場合	当該評価項目は加算しない。
6	加算点に係る評価内容の全部又は一部を、技術資料等により確認できない場合	確認できる内容に基づいて評価し、確認できない内容は加算しない。
7	技術資料等の記載内容と確認資料との間に不整合がある場合	客観的に確認できる内容に基づいて評価する。
8	技術提案書の2課題のうち一部の課題について記載がない場合	当該課題は加算しない。

第8 評価内容の履行

1 履行義務

総合評価において加算の対象となった評価内容のうち、別表2の2【履行確認】欄に定める事項は契約の内容とし、受注者は、これを誠実に履行しなければならない。

2 履行確認

町は、別表2の2【履行確認】欄に定める時期及び方法により履行状況を確認する。受注者は、町の求めに応じて確認に必要な資料を提出しなければならない。

3 変更又は代替

やむを得ない理由により変更又は代替を要する場合は、受注者は、事前に理由、代替内容及び同等以上の効果を示す資料を提出し、町の承認を受けなければならない。

4 履行されない場合の措置

受注者の責めに帰すべき事由により契約の内容とされた事項が履行されない場合は、次の措置を行う。

(1) 再度の履行 ： 受注者の負担により、再度の履行を求める。
(2) 違約金 ： 糸田町工事請負契約約款の定めるところにより、違約金を請求する。
(3) 工事成績評定 ： 不履行の内容及び程度に応じ、工事成績評定点を減点する。
(4) 指名停止等 ： 不履行の内容が特に悪質であると認められる場合は、糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱に基づく措置を行うことがある。

受注者の責めに帰すことができない事由（天災等）による場合は、町と受注者が協議のうえ、取扱いを定める。これらの措置は、糸田町工事請負契約約款及び契約書に定める特記事項に定めるところにより行う。

別表1　評価項目・評価基準・配点

分類	評価項目	評価基準	加算点
企業の施工実績等 （4点）	①同種工事の施工実績	同種工事の施工実績が4件以上	4
		同種工事の施工実績が3件	3
		同種工事の施工実績が2件	2
		同種工事の施工実績が1件	1
		上記に該当しない	0
配置予定技術者の施工実績等 （3点）	②同種工事の施工経験	同種工事の施工経験が3件以上	3
		同種工事の施工経験が2件	2
		同種工事の施工経験が1件	1
		上記に該当しない	0
地域性等 （3点）	③地域内企業の活用	地域内企業への下請予定額（一次下請及び二次以下の下請含む）の合計÷入札価格（税抜）×100 活用割合が2%以上：3点 活用割合が1.5%以上2%未満：2点 活用割合が1%以上1.5%未満：1点 活用割合が1%未満：0点	最大3
施工計画 （5点）	④施工計画【注1】	【工程管理】 所定工期内に確実に完成させるための施工順序、工種間調整、進捗管理及び工程遅延防止	0～5
		【施工上配慮すべき事項】 通学路及び住宅地を含む周辺道路を使用する工事車両等の搬出入について、道路利用者の安全確保、沿道住宅への騒音・振動及び周辺道路への影響低減に関する対策	
技術提案 （10点）	⑤技術提案①【注2】	【地盤状況を考慮した施工上の技術的対策】 本工事の施工地盤の特性を踏まえ、施工時における地盤状況の確認、異常の早期把握及び施工への影響低減に関する具体的な技術的対策	0～5
	⑥技術提案②【注2】	【病院建築に求められる品質確保に係る技術的対策】 医療施設として長期にわたり安全性及び機能性を確保するため、主要構造部（鉄骨工事・コンクリート工事）及び設備工事（医療ガス・給排水・空調等）の施工品質を確保する具体的な技術的対策	0～5
加算点合計			25

【注1】 施工計画は、工程管理及び施工上配慮すべき事項を一つの施工計画として、別表2の3の基準によりＡ～Ｄの4段階で評価する。

【注2】 技術提案は、課題ごとに別表2の3の基準によりＡ～Ｄの4段階で評価する。

※　病院とは医療法第1条の5第1項に規定する病院をいい、床数は病床数、面積は延床面積とする。

※　監理技術者等とは、監理技術者、主任技術者をいう。①及び②の同種工事の定義は別表2の1（1）による。

※　同一の実績を、同一の評価対象者について複数の評価項目で重複して加算しない。

別表2　各評価項目の評価対象、確認資料、履行確認及び施工計画・技術提案の評価基準

1　共通事項

(1)　同種工事の定義及び件数の算定

・ 同　種　工　事　：　病院の新築工事で、病床数60床以上かつ延床面積4,300㎡以上のもの

・ 件 数 の 算 定　：　上記の条件を満たす工事１工事を１件とし、同一工事を重複して計上しない。

(2)　①及び②の評価対象は、公告日の前日から起算して過去15年間に完成・引渡しが完了した元請工事とする。入札参加資格の確認で申請した工事を含めることができる。

(3)　JVの構成員として施工した工事は、出資比率20%以上のものに限る。JVで参加する場合の評価対象は第6による。

(4)　確認資料は、技術資料等の提出について及び提出資料チェック表（様式総合7）による。

(5)　②から⑥までの評価内容のうち加算の対象となったものは契約の内容とし、2の【履行確認】及び第8により履行を確認する。

2　項目別事項

① 同種工事の施工実績（4点）

【評価対象】

・ 評価対象となる同種工事の施工実績を最大4件まで申請できる。

【確認資料】

・ 様式総合8-1、CORINS工事カルテ（竣工時登録）、契約書、病床数・延床面積が確認できる図面等の写し

② 同種工事の施工経験（3点）

【評価対象】

・ 監理技術者等又は現場代理人として従事した同種工事を最大3件まで申請できる。監理技術者等は工期の2分の1を超える期間、現場代理人は工期の全期間従事した工事に限る。

・ 入札参加資格の確認で申請した監理技術者とする。

【確認資料】

・ 様式総合9-1、CORINS工事カルテ（技術者情報）、監理技術者資格者証及び講習修了証の写し、（CORINSで確認できない場合）従事証明書等

【履行確認】

・ 契約締結後に提出する監理技術者通知書により確認し、施工中は現場での配置状況により確認する。真にやむを得ない場合を除き変更は認めず、変更する場合は同等以上の評価となる技術者を配置する。

③ 地域内企業の活用（3点）

【定義】

・ 地域内企業　：　糸田町内に本店を有する建設業者

・ 下請の対象　：　元請（JVの場合は構成員）の発注に基づく、本工事に係る一次下請及び二次以下の下請負契約であって、地域内企業が施行する建設工事とする。資材・物品の購入のみの契約及びJV構成員の自社施工は対象に含めない。下請階層をまたぐ同一工事部分の契約額は重複して算入しない。

【確認資料】

・ 地域内企業活用計画書（様式総合10-3）に、地域内企業への下請予定工事の内容及び下請予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を記載すること。活用割合は、開札後に入札価格（税抜）により町が算定する。

・ 地域内企業の本店所在地を確認できる資料（商業登記簿謄本の写し等）、下請予定額の根拠資料（見積書の写し等）

【履行確認】

・ 加点の根拠となった地域内企業への下請予定額以上の発注を履行義務とし、工事完成時に下請契約書等により履行状況を確認する。

・ 設計変更その他受注者の責によらない事情により履行が困難となる場合は、その理由を示して町と協議し、町が履行義務の取扱いを判断する。

④ 施工計画（5点）、⑤　技術提案①（5点）、⑥　技術提案②（5点）

【課題】

・ 別表1の評価基準欄のとおり。④は工程管理及び施工上配慮すべき事項を一つの施工計画として評価する。

【確認資料】

・ ④様式総合11-2、⑤様式総合12-1、⑥様式総合12-2（いずれもA4判縦2ページ以内）

【履行確認】

・ 施工計画書への反映状況を着手時に確認し、施工中は打合せ簿、工程表、写真、試験等により確認する。

3 施工計画及び技術提案の評価基準

評価	④施工計画	⑤⑥技術提案	得点
A	対象工事の施工条件及び課題を的確に把握し、施工方法、管理方法等が具体的かつ実現可能であり、優れた効果が期待できる。	課題を的確に把握し、提案内容が具体的かつ実現可能であり、技術的工夫による優れた効果が期待できる。	5点
B	対象工事の施工条件及び課題を把握し、施工方法、管理方法等に具体性及び実現性があり、一定の効果が期待できる。	課題を的確に把握し、提案内容に具体性及び実現性があり、技術的工夫による一定の効果が期待できる。	3点
C	対象工事との関連性及び実現性は認められるが、施工方法、管理方法等の具体性又は期待される効果が限定的である。	課題との関連性及び実現性は認められるが、具体性、技術的工夫又は期待される効果が限定的である。	1点
D	一般的な記載にとどまるもの、課題との関連性が認められないもの又は実現性を確認できないもの（④⑤⑥共通）		0点

※ 施工計画及び技術提案において、法令、設計図書その他契約条件により当然履行すべき内容のみの記載、対象工事との関連性が認められない記載又は実現性を確認できない記載は、加算の対象としない。